

議案第2号

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成28年2月23日提出

多可町長 戸田善規

多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

第1条 多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年多可町
条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「

12月1日	100分の205.0	100分の164.0	100分の123.0	100分の61.5
-------	------------	------------	------------	-----------

」を「

12月1日	100分の215.0	100分の172.0	100分の129.0	100分の64.5
-------	------------	------------	------------	-----------

」に改める。

第2条 多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第6条第2項の表中「

6月1日	100分の195.0	100分の156.0	100分の117.0	100分の58.5
12月1日	100分の215.0	100分の172.0	100分の129.0	100分の64.5

」を「

6月1日	100分の200.0	100分の160.0	100分の120.0	100分の60.0
12月1日	100分の210.0	100分の168.0	100分の126.0	100分の63.0

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日か
ら施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関す
る条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

(第1条)

現	行	改	正
(期末手当)		(期末手当)	
第6条 (略)		第6条 (略)	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。		2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。	
(略)		(略)	
6月1日 100分の195.0	100分の156.0	100分の195.0	100分の156.0
12月1日 100分の205.0	100分の164.0	100分の215.0	100分の172.0
100分の117.0	100分の117.0	100分の117.0	100分の58.5
100分の123.0	100分の123.0	100分の129.0	100分の64.5
3・4 (略)		3・4 (略)	

(第2条)

現	行	改	正
(期末手当)		(期末手当)	
第6条 (略)		第6条 (略)	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。		2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。	
(略)		(略)	
6月1日 100分の195.0	100分の156.0	100分の195.0	100分の156.0
12月1日 100分の205.0	100分の164.0	100分の210.0	100分の168.0
100分の117.0	100分の117.0	100分の120.0	100分の60.0
100分の123.0	100分の123.0	100分の126.0	100分の63.0
3・4 (略)		3・4 (略)	